

**東洋町公式ホームページにおける町内に本社、支店、営業所、店舗等を
有する企業又は事業主専用の広告掲載ページの取扱いに関する要領**

(目的)

第1条 この要領は、東洋町公式ホームページへの広告掲載を適正に行うため、町内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業又は事業主専用の広告掲載ページの取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(広告の位置)

第2条 要綱第3条の規定による広告の位置は、原則として次のとおりとする。
広告の位置 東洋町公式ホームページ中で「楽市・楽座」のページで、掲載位置は、掲載決定がされたもので掲載申込みが早かったものから順にページ上部から掲載する。

(広告の種類)

第3条 要綱第6条第1項第1号の規定による広告の種類は、文字及び写真画像とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第6条第1項第2号の規定による広告の規格は、原則として次のとおりとする。

掲 載 項 目	内 容
事業者名・企業名	事業者名・企業名又は個人事業主名
事業主氏名	代表責任者名
連 絡 先	住所・電話番号(FAX番号・メールアドレス・リンク掲載可)
P R コ メ ン ト	商品の説明や価格等、(300字以内)
P R 写 真 画 像	掲載できるのは3画像以内とする。1画像の大きさは縦100ピクセル、横150ピクセルとする。形式はGIF又はJPEGとする。データ容量は30KB以下とする。
所在地の地図	事業所・店舗の周辺地図
そ の 他	営業時間・休日

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第6条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
- (2) 閲覧者が町に関する情報と錯誤する恐れがあるもの
- (3) その他広告の表現として適当でないと町が認めるもの

(広告のデザイン、動き及び配色)

第6条 要綱第6条第1項第4号の規定による広告のデザイン、動き及び配色は、企画商工課において調整するものとする。

(掲載料)

第7条 要綱第12条第1項の規定による広告の掲載料は年額6,000円とする。

(還付に係る広告掲載料)

第8条 要綱第17条第4項の規定による広告掲載料は、広告の取り消しを通知した翌々

月以降の月の広告掲載料を還付するものとし、1ヶ月当たりの還付額は500円とする。

2 還付する広告掲載料相当額には利子を付さない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成18年3月15日から施行する。

(平成18年度における掲載料の特例)

第2条 平成18年度における掲載料は、第8条第1項の規定にかかわらず、1ヶ月あたり500円とする。